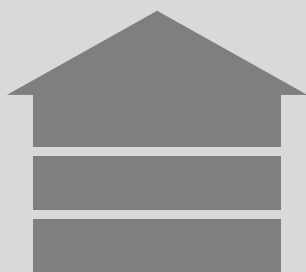


飛騨地域の都市計画区域外※₁に

木造の一戸建て住宅等※₂を新築予定のみなさまへ

令和7年4月から建築確認申請 の必要な規模が変わります

令和7年3月31日までに着工

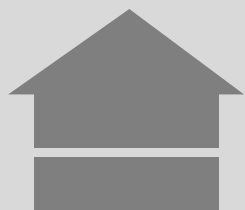


- 1 階数3以上
- 2 延べ面積500㎡を超えるもの
- 3 高さ13m又は軒の高さ9mを超えるもの

1～3のいずれかに該当する場合に
建築確認申請が必要です※₃



令和7年4月1日以降に着工



- 1 階数2以上
- 2 延べ面積200㎡を超えるもの

1～2のいずれかに該当する場合に
建築確認申請が必要です※₃

詳しくは、岐阜県飛騨建築事務所(0577-33-8106)又は
建築予定地の市村建築担当課※₄にお問合わせください

※₁ 対象地域は以下のとおりです

＜都市計画区域外（従前から確認申請を要するものとして指定済みの区域を除く）＞

高山市：荘川町・一之宮町・久々野町・朝日町・高根町・上宝町・奥飛騨温泉郷の全域

丹生川町・清見町・国府町の一部地域

飛騨市：河合町・宮川町の全域、古川町・神岡町の一部地域

下呂市：小坂町・馬瀬の全域、旧下呂町・萩原町・金山町の一部地域

白川村：全域

※₂ 対象となる主な建築物は以下のとおりです

木造の一戸建て住宅・事務所・工場など（建築基準法第6条第1項第1号に該当しない木造建築物）

※₃ 土砂災害特別警戒区域内の敷地では建築物の規模に関わらず確認申請が必要となる場合があります

※₄ 高山市都市政策部建築住宅課・飛騨市基盤整備部建築住宅課・下呂市建設部建設総務課・白川村建設課